

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、行財政改革局、地域づくり支援局及び農林総合研究所の設置、内部組織及び所掌事務を定める等、本庁の局等及び課等の整備を行うとともに、廃止される母来寮、岩井長者寮等地方機関を見直し、併せて附属機関の庶務担当機関を改める等県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁に関する事項

(ア) 次に掲げる局等を新設する。

- a 総務部行財政改革局
- b 企画部地域づくり支援局
- c 農林水産部農林総合研究所

(イ) 次に掲げる課等を新設する。

- a 防災局危機管理チーム
- b 総務部行財政改革局人事・評価室
- c 総務部行財政改革局給与室
- d 総務部行財政改革局業務効率化室
- e 総務部行財政改革局財源確保室
- f 企画部地域づくり支援局自治振興課
- g 企画部地域づくり支援局移住定住促進課
- h 福祉保健部子育て支援総室
- i 商工労働部経済・雇用政策総室
- j 農林水産部農林総合研究所企画総務部
- k 農林総合研究所農業試験場
- l 農林総合研究所園芸試験場
- m 農林総合研究所畜産試験場
- n 農林総合研究所中小家畜試験場
- o 農林総合研究所林業試験場
- p 行政監察監公益法人・団体指導室

(ウ) 次に掲げる課等を再編する。

- a 防災局防災危機管理課を防災局防災チームに改める。
- b 防災局消防課を防災局消防チームに改める。
- c 総務部自治研修所を総務部行財政改革局自治研修所に改める。
- d 総務部福利厚生室を総務部行財政改革局福利厚生室に改める。
- e 企画部情報政策課を企画部地域づくり支援局情報政策課に改める。
- f 企画部交通政策課を企画部地域づくり支援局交通政策課に改める。
- g 文化観光局観光課を文化観光局観光政策課に改める。
- h 市場開拓局地産地消推進室を市場開拓局食のみやこ推進室に改める。

(エ) 次に掲げる課等を廃止する。

- a 防災局消防防災航空室
- b 総務部管財課
- c 総務部職員課

- d 総務部行政経営推進課
- e 企画部分権自治推進課
- f 文化観光局地域資源振興室
- g 福祉保健部子ども家庭課
- h 商工労働部経済政策課
- i 商工労働部産業開発課
- j 商工労働部労働雇用課
- k 農林水産部農林総合技術研究院
- l 農林水産部和牛全共室

イ 附属機関に関する事項

- (ア) 新たに設置される鳥取県公益認定等審議会に係る規定を設ける。
- (イ) 鳥取県防災会議の庶務担当機関を防災チーム（現行 防災危機管理課）に変更する。
- (ウ) 鳥取県国民保護協議会の庶務担当機関を危機管理チーム（現行 防災危機管理課）に変更する。
- (エ) 鳥取県個人情報保護審議会のうち住民基本台帳法関係事務の庶務担当機関を地域づくり支援局自治振興課（現行 分権自治推進課）に変更する。
- (オ) 鳥取県財産評価審議会の庶務担当機関を行財政改革局財源確保室（現行 管財課）に変更する。
- (カ) 鳥取県自治研修所運営審議会の庶務担当機関を行財政改革局自治研修所（現行 自治研修所）に変更する。
- (キ) 鳥取県公務災害補償等認定委員会及び鳥取県公務災害補償等審査会の庶務担当機関を行財政改革局福利厚生室（現行 福利厚生室）に変更する。
- (ク) 鳥取県私立学校審議会のうち私立幼稚園に関する事務の庶務担当機関を子育て支援総室（現行 子ども家庭課）に変更する。
- (ケ) 鳥取県交通安全対策会議の庶務担当機関をくらしの安心推進課（現行 交通政策課）に変更する。
- (コ) 鳥取県建築審査会及び鳥取県建築士審査会の庶務担当機関を住宅政策課（現行 景観まちづくり課）に変更する。
- (サ) 鳥取県中小企業調停審議会及び鳥取県大規模小売店舗立地審議会の庶務担当機関を経済・雇用政策総室（現行 経済政策課）に変更する。
- (シ) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会の庶務担当機関を産業振興戦略総室（現行 産業開発課）に変更する。

ウ 地方機関に関する事項

- (ア) 東部総合事務所及び西部総合事務所の農林局農業振興課を農林局農林業振興課に改める。
- (イ) 東部総合事務所及び西部総合事務所の農林局林業振興課を廃止する。
- (ウ) 中部総合事務所県民局に産業雇用課及び県民活動課を新設する。
- (エ) 中部総合事務所県民局の県民課及び振興課を廃止する。
- (オ) 西部総合事務所県民局に企画県民課、大山中海振興課、大山自然歴史館及び庶務会計課を新設する。
- (カ) 西部総合事務所県民局の企画総務課、県民課及び振興課を廃止する。
- (キ) 日野総合事務所福祉保健局に福祉保健課を新設する。
- (ク) 日野総合事務所福祉保健局の福祉総務課及び保健衛生課を廃止する。
- (ケ) 日野総合事務所農林局の地域整備課を廃止する。
- (コ) 消防防災航空センターを新設する。
- (サ) 東京事務所を東京本部に改める。
- (シ) 大阪事務所を関西本部に改める。
- (ス) 名古屋事務所を名古屋本部に改める。
- (セ) 交通事故相談所の所管を企画部から生活環境部に改める。

- (ソ) 日野福祉事務所の福祉総務課を廃止し、福祉保健課を新設する。
- (タ) 日野保健所の福祉総務課及び保健衛生課を廃止し、福祉保健課を新設する。
- (チ) 母来寮を廃止する。
- (ツ) 岩井長者寮を廃止する。
- (テ) 農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場及び林業試験場を廃止する。
- (ト) 倉吉工事検査出張所及び米子工事検査出張所を廃止し、米子工事検査事務所を新設する。

エ その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

(2) 関係規則の一部改正

次の規則について、(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

- ア 鳥取県消防顕彰金条例施行規則
- イ 水産業協同組合検査規則
- ウ 農業協同組合検査規則
- エ 森林組合検査規則
- オ 鳥取県個人情報保護審議会規則
- カ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則
- キ 鳥取県屋外広告物条例施行規則
- ク 鳥取県貸金業法施行細則
- ケ 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則
- コ 鳥取県立二十一世紀の森管理規則
- サ 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。